

## 第2章 第10次計画の評価の考え方

第11次交通安全基本計画（以下「第11次計画」）の作成に向けて、第10次計画の評価を以下の通り実施した。

第10次計画の「交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象」である「高齢者及び子供」、「歩行者及び自転車」並びに「生活道路」を含めた様々な観点からの交通事故に関する「横断的な評価（第3章）」を実施した。

また、「重点施策及び新規施策の評価（第4章）」として、施策の「資源」、「実績」及び「効果」について関係を論理的に組み立てた上で評価を実施するとともに、「重点施策及び新規施策」と「重点的に対応すべき対象」及び「交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項」の関係を整理した。

「新規施策及び重点施策」以外の施策については、「その他の施策の評価（第5章）」として、主に施策の「実績」を定量的に把握した評価を実施するとともに、「その他の施策」と「重点的に対応すべき対象」の関係を整理した。

さらには、「交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項」については、「先端技術の活用推進の評価（第6章）」として、先端技術の活用推進に向けた施策を整理したうえで、各先端技術の普及状況や活用による事故減少に向けた取組を評価するとともに、「きめ細かな対策・地域ぐるみの対策の評価（第6章）」として、各都道府県を通じて、各地域についてきめ細かな対策・地域ぐるみの対策の事例を収集し、評価を実施した。



